

協会ロゴマーク使用申請について

協会ロゴマーク（会員用）の使用ができるのは、協会会員の方で、申請後に承認を受けた方のみです。

ロゴマーク使用を希望される方は、以下をご参照の上、お手続きください。

<注意事項>

- ・当年度の年会費を納入された会員の方のみ申請・使用できます
- ・退会された場合は申請・使用できません
- ・ロゴマークの使用は無料です
- ・申請書の提出から手続き完了まで一か月程度かかります

■ お手続きの流れ

1. 申請書を協会本部へ提出する（郵送またはFAX）

※入会手続き後「会費等受領のお知らせ」ハガキが届いた後より申請可



2. 使用承認通知書とロゴマークのデータがメールで申請者に届く

3. ご自身で名刺を作成する



4. 名刺作成後、一枚を協会本部に提出する

※使用承認通知書に貼り付け、コピーを郵送またはFAX

■ 申請書の送付先

郵送：〒105-0004 東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 ロゴマーク申請係

FAX：03-3438-4487

協会ロゴマーク使用申請書

年 月 日

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 御中

会員番号 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先電話番号 _____

ロゴマーク送付先 (Eメールアドレス)

_____ @ _____

※- (ハイフン) と_ (アンダーバー)、o (オー) と0 (ゼロ)、1 (エル) と1 (イチ) など間違いやすい文字はその旨お書きください

私は名刺作成にあたり、会員用ロゴマークを使用したいので、下記の通り申請いたします。また、使用にあたり下記取扱事項を遵守いたします。

<取扱事項>

1. ロゴマークは名刺作成以外の目的で使用することはできません
2. ロゴマークのデザインを変更することはできません
3. ロゴマークを他人に譲渡することはできません
4. 次のいずれかに該当する場合は使用することができません
 - ・公序良俗に反し、または反するおそれのある場合
 - ・特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、またはその恐れがある場合
 - ・その他、協会が適当ではないと認める場合
 - ・協会から退会した場合

以上

郵送：〒105-0004 東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 ロゴマーク申請係

FAX : 03-3438-4487

20180401